

令和3年度  
視聴覚障がい者生活リハビリテーション支援事業(パソコン講習)実施要綱

(目的)

1 聴覚障がい者にとって、パソコン等は情報の獲得やコミュニケーション手段として、大変有効であることから、その技術習得を図ることにより、聴覚障がい者の社会参加と自立を促進することを目的とする。

(実施主体)

2 島根県障害者社会参加推進センターの委託事業として、実施運営は島根県聴覚障害者情報センター（以下「情報センター」という。）が行う。

(受講対象者)

3 県内東部地区在住で18歳以上の聴覚障がい者であり、パソコン等についての技術習得を希望し、熱意を有する者。

(定員)

4 受講定員は、6名程度（集合講習5名・訪問講習1名）とする。（定員になり次第締め切る）

(内容)

5 原則パソコンの基本的な操作訓練をはじめとし、インターネット操作と活用方法及びソフトウェア（ワード、エクセル等）の基本的な操作を習得するまでの内容とする。

(期間等)

6 期間は、年度内で設定する。

(1) 時間帯は、情報センターの開館時間内とする。

(2) 1人当たりの全受講時間は、10時間（ガイダンス含む）とする。ただし、受講者の希望があれば、4時間まで追加できる。

(開催場所)

7 開催場所は、情報センターの映像制作室（集合講習）とする。ただし、当センターに赴くことができない者又は受講希望者の自宅で行うことが適切と判断される場合は受講者の自宅等（訪問講習）とする。

(実施方法・講師等)

8 講習の指導等は情報センターが定める要件を満たす者に依頼し、技術習得の講習を実施するものとする。

(受講案内・受講申込み手続き)

9 市町村社会福祉協議会及び障がい者団体等への案内等配布により事業紹介及び受講希望者を募集し、受講申込み者には、受講日程等必要な調整等を行う。

(その他)

10 この講習実施にあたって必要な事項は別に定める。